



国保からの お知らせ

～特定健診・がん検診の受診はお済みですか？～

40歳以上75歳未満のかたは、必ず年に1回特定健診を受けましょう！

定期通院中のかたへ

定期的に通院し検査(血液・尿検査など)をされているかたは、特定健診を受けていなくても、この検査データを町へ提供していただくことにより、特定健診をしたこととなります。重複して検査をする必要がなくなりますので、対象となるかたは、町民生活課にお問い合わせください。
(実施期間：2月28日まで)

～交通事故にあったら(第三者行為)～

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の加入者(被保険者)が交通事故などにあつたときは・・・

交通事故や傷害事件など第三者(加害者)の行為により、受傷などをした場合、その治療費、介護サービス費は加害者が負担するべきものです。

保険証を使用して治療を受けた場合でも、治療費を一時的に医療保険者(町国保)などが立て替えた後で加害者に請求することになります。

交通事故などにあつたときは、次のような手続きを行います

- ・警察に届け出てください。事故の無届けはトラブルのもとです。
 - ・町民生活課 保険年金担当②番の窓口へ必ず届け出てください。
- ※届出は法律上の義務となっています。

町民生活課への届出に必要なもの

- 保険証 ○印鑑 ○交通事故証明書(自動車安全センターへ申請することで入手可能)
- その他様式

※様式は町民生活課または任意で加入されている保険会社にありますので、お問い合わせください。

示談はくれぐれも慎重に

町民生活課へ届け出る前に、加害者から治療費を受け取って示談を済ませてしまうと、医療保険者(町国保)などから加害者に治療費の請求をすることができない場合があります。

示談の前に、町民生活課へご相談ください。